

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。

また、今後は、新型コロナウイルス感染症等の感染症の蔓延を防ぐ上で、人々との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取組を始め、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

よって、国においては、子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス及び持続可能な地域の医療と介護等、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取組を求める。

記

- 1 全ての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応等、誰もがどこでも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化等、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。
- 2 地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実等、全ての住民が「かかりつけの医師」につな

がれるための取組を強化すること。

- 3 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護及び看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価した上での人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

生 駒 市 議 会